



△張弓之作法射弓名詞

△弓名詞

甲弾込めつぎどりく
巻の端を巻込

やんせんば

弦のゆる
まけ

弦のゆる
まけ

おしごう

ちり

引目たき

附七九十一
うしろと

矢のちり

めてがし

大まか

ちり

ひまふり

弦のゆる
まけ

未弾端とゆるまけ
かきその端ゆるま

一弓三法極射
矢先を疊紙小





△張弓之作法付弓名訓

△弓名訓

中弾法はつるまどろく
巻の此角と巻は

やんちんね

弾くゆ

心よふま

おとろ

ちり

引圓たき

跡七九十一

うはつとと

矢はら

定
ちどたま



定
もどたまう

強々ゆ
まうけ

引目たまき

跡七九十一
うほつとと

久しやう

めてがひ

大なる

ちやう

あまらう

あ

強々ゆ

ひいふとと

未彈端とていふこと
かその端ゆ

一弓三法極神とて又先弓を疊紙少く

よく拭法かゆとてんて西申うばま

一弓三法極神く及又先弓を疊紙少く

よく拭法かゆくをんてあるは主儀
曲たききあるは終してまゝ人の方紙
紙後よりさぬやうに東、南、柱
のよまをうへに押ゆして隙を紙の上
よく押法を主儀中押とさうに押法
してふの紙なるよりのよにけ法をん
たのよのよにうへにうへにうへに
ゆづりめくさあるはしうに押法をん
てあひくさうをうへに押あては紙
すく一紙あるはうへにうへにうへ
はきききき紙うへにうへにうへに
主儀法をうへにうへにうへにうへ
をうへにうへにうへにうへにうへ
東押乃ききしよの東押のきききき
うへにうへにうへにうへにうへに
二のうへにうへにうへにうへに
うへにうへにうへにうへにうへに
のうへにうへにうへにうへに
押うへにうへにうへにうへに
く紙と中下のうへにうへにうへに
何と分り紙はきききききき

一貴高人の御弓を法半の紙を弱

例と分り記すは是故實也

一貴高人の所より法津の所を弱
らるるは法津の所を弱らるるは
て可法は川海も同前にも然と
大津の所を弱らるるは法津の
かんやりのあるなり

一老人は法津の法時と古実有る
老人の法輪とく是とて法津の
の法がやとく是とて法津の
老人の法津の法とく是とて法津の

一貴高人も法津の法とく是とて
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の

一法時法津を東に南に押あはして
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の
法津の法とく是とて法津の

起原

一法をひき取り一紙乃ち又法をよむ
即得と云ふ未得を乃ち又未
得より寸計をひき取りと相得
の方をひき取り一紙沙法を
多しきと云ふも集りて
乃ち又得たるの如くひき取り
法を拾ひて一紙法をよむ
なり

一まづ一人志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を
まづ一人志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を
まづ一人志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を

一一人の志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を
まづ一人志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を
まづ一人志す所法行を
と清を次の以て法と物
法より得て法行を

わしといふ僧より法上は上人おつて
法界を自ににして法をばつて
人法二法と云ふ(いふのである)一
て法の中より人として法をばつて
一としての法と云ふ(いふのである)一
より法をばつて人として法をばつて
二之人と云ふ(いふのである)一
んや

一弓と云ふは佛と二人力之人力一法
かる一人の法と云ふ(いふのである)一
いふ(いふのである)一人力一人法
の(いふのである)一
いふ(いふのである)一
か(いふのである)一

一弓或一力割たる二力割と云ふ
さ(いふのである)一
と(いふのである)一
と一力と云ふ(いふのである)一
と(いふのである)一
と(いふのである)一
と(いふのである)一
と(いふのである)一
と(いふのである)一

こゝにぬく

一 法皇の幸ありし法皇と云出陣乃
時し法打と云

一 法皇の御ら法打と云す一 款一打
の御持く意と云と打と云命と云
と打と身打の御集御と云
と云と云と云と云と云と云

一 法皇の幸ありし法皇と云す一
と云中右の御集の二也と云
御集の御集の御集の御集
なりあると云と云と云と云

一 法一節と一打と云と云と云と云
御集の御集の御集の御集
一法と云と云と云と云と云
と云と云と云と云と云と云

右より名不身法と云と云と云
と云と云と云と云と云と云

鹿堂院殿義満將軍の法代が代
御集の御集の御集の御集
此の御集の御集の御集の御集
御集の御集の御集の御集

右より名不月流より以牙流
より依ておる通よりより
鹿堂院殿義満將軍の法代分代
將軍家或法家傳相續之秘書如
此多る方ゆりり記也門流の村人
豊師傳と書ておるよりよりより
深密に可秘之者也

以上拾九箇條

右此一巻張弓之日記於高流難為
秘事於末代意味之子孫荒之為
可存之具記也假令疑為詔子
兄弟村流不堪之輩者吾不可
傳受前人望洲被到儀也如件

弘治貳年

八月日

信豊
画

右此一巻武田流法弓之法流授一
人之鏡為秘書無被此目依之
今相續之輩但先割之旨實子
村流之者可有返進之者也仍
如件

右計一尾武田流傳之流法授一
人之能為秘書正授公卿位之
令相續之輩但先制之旨實子
存之者可有區進之者也仍
如件

糟屋九進

武成
園

海野仁九衛門

景充
五

久代友兵衛

信秀
五

山村主鈴

喜時
五

山村主鈴

喜時



張りの紙は片方の名物

△ 穀米の産地を記す

△ 心持記

